

中経 論壇

日本公認会計士協会
東海公認会計士協会
石川 英明



企業を取り巻く経営環境が複雑化する中で、投資家が企業を評価する際に重視する視点も広がりつつある。特に年金基金などの機関投資家を中心に、短期的な業績動向だけでなく、中長期的な成長可能性や将来のリスク・機会を見極めようとする姿勢が強まっている。こうした評価を行う上では、財務情報に加え、気候変動や資源循環、人権、人的資本といったサステナビリティ情報が重要な判断材料となり、企業には自らの将来像を幅広い情報を通じて説明することが求められている。

この流れを受け、世界各地でサステナビリティ情報開示の制度化が進んでいる。欧州では企業サステナビリティ報告指令(CSRD)が施行され、米国でもカリフォルニア州をはじめとして温室効果ガス排出量に関する開示義務化の動きが広がっている。国際的には、国際サステナビリティイニシアティブ(ISSB)がサステナビリティ開示基準を公表し、各国・地域における制度設計の共通的な基盤となっている。

国内でも2025年3月、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)が、ISSBの基準を基礎とした最初のサステナビリティ開示基準を公表した。金融庁の「サステナ

情報の信頼性支える公認会計士

サステナビリティ制度動向

ピリティ開示・保証ワーキンググループでは、有価証券報告書における開示の適用時期や第三者保証の導入、保証主体のあり方など、制度全体を見据えた検討が進められている。これにより、サステナビリティ情報は任意開示の枠を超え、財務報告と同様に制度的な枠組みの中で扱われることになる。

こうした制度整備は、企業に開示の高度化を求めると同時に、開示されたサステナビリティ情報の信頼性をいかに確保するかという課題を浮き彫りにしている。国際的には、サステナビリティ情報に対する第三者保証を求める動きが広がり、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が公表したサステナビリティ保証基準(ISSA)5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」は、その象徴といえる。

では、有価証券報告書において開示されるサステナビリティ情報を、誰が検証すべきなのか。その担い手の一つとして期待されているのが公認会計士、そして監査法人である。監査法人は、独立性を確保した立場で、厳格な品質管理体制のもと、長年にわたる財務諸表監査を通じて企業の財務情報の信頼性を支えてきた。近年では、気候変動などのサステナビリティに関するリスクや機会が資産評価や将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす場面も増えており、財務諸表監査においてもこれを踏まえた判断が欠かせなくなっている。財務・サステナビリティの両面から情報の信頼性を支え、投資家が安心して企業を評価できる環境を整える上で、公認会計士への期待は今後さらに高まっていくと考えられる。

オープンカレッジ

「事業性評価に基づく融資」の提起から約12年が経過する今年、新たに「事業性融資の推進等に関する法律」が5月25日に施行される。本論では、この課題に関する経緯を確認し、新設の「企業価値担保権」を中心に、懸念点を考えてみたい。

「企業価値担保権」と銀行業

「企業価値担保権」とは、銀行は不良債権問題への対応(金融検査マニュアルに基づく厳格な資産査定など)で「貸せない銀行」と化し、健全な有形資産担保がない限り、融資が実行できない状況にあった。金融庁は「金融モニタリング基本方針」(2014年度)において「事業性評価に基づく融資」の必要性を説き、決算書や担保・保証などのデ

「企業価値担保権」とは、銀行は不良債権問題への対応(金融検査マニュアルに基づく厳格な資産査定など)で「貸せない銀行」と化し、健全な有形資産担保がない限り、融資が実行できない状況にあった。金融庁は「金融モニタリング基本方針」(2014年度)において「事業性評価に基づく融資」の必要性を説き、決算書や担保・保証などのデ

「事業性評価に基づく融資」は進むのか

針」(2014年度)において「事業性評価に基づく融資」の必要性を説き、決算書や担保・保証などのデ

とは、企業が将来価値も含めた総財とするものであり不動産担保や経営



山金剛
法印に
藤田
印転衣
各宗派
国から
野山僧
の僧衣
ります
ん退席
。静々
。昆布
に祝
名代で
師を務

文学部教授
哲哉